

田原本町監査第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規程により公表します。

平成29年7月3日

田原本町監査委員 井 上 喜 一
田原本町監査委員 竹 邑 利 文

平成29年度定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は主に平成28年度の財務に関する事務の執行について実施したが、必要に応じて前年度以前の事項についても監査を行った。

平成29年度当初に組織変更があったので、今年度の組織区分ごとに監査を実施し、監査対象名も平成29年度の組織名で表した。

監査結果報告書

1 監査対象

<町長公室>

総合政策課、人事課、広報課

<総務部>

総務課、財政課、防災課(平成29年度総務課より分離独立)、税務課

<住民福祉部>

住民保険課、健康福祉課、こども未来課(平成29年度新設)、長寿介護課

<産業建設部>

観光・まちづくり推進課、農政土木課、土木管理課、環境管理課

<上下水道部>

下水道課

<会計管理者>

会計課
＜教育委員会＞
教育総務課、生涯教育課、文化財保存課、図書館
＜議会＞
議会事務局
＜その他の執行機関＞
選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

2 監査期間

平成29年6月14日～同月21日

3 監査方法

監査は、主に平成28年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令及び町の関係規則に基づき、合理的に、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。必要に応じて平成27年度以前の財務に関する事務の執行状況についても監査を行った。

具体的には、各所管課よりあらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、当該資料の検査を行い、担当所管課長ほかの職員から説明を受けるとともに質疑応答の形式で聴取を行い、必要に応じて関係帳票の検査を行う等の方法により実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね合理的に、適正かつ効率的に執行されていると認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

＜住民福祉部＞

こども未来課

町が平成9年度より社会福祉法人「愛和会」(以下、単に「愛和会」という。)に委託して宮古保育園で実施してきた「地域子育て支援拠点事業」(以下、「拠点事業」という。)の平成27年度事業の委託料精算報告の中に偽造された領収書が含まれていることが明らかになった。また、同じく実績報告のチェック過程で、求められている職員配置が適正に行われていないことが明らかになった。

しかし、平成26年度以前の支出経費及び職員配置等の実績の精査はまだ行われていない。

また、町内の保育園3園はすべて愛和会が経営しており、同じ契約方式で「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)」「病児・病後児保育事業(病後児対応型)」も拠点事業と同様、愛和会に委託しているが、愛和会の経理は本部での一括処理であり、これら委託事業にかかる支出経費及び職員配置等の精査にはまだ着手していない。

さらに、「田原本町保育所運営費補助金」の「2歳未満児保育事業」及び「特別支援保育事業」にかかる支出経費及び職員配置等についても精査が必要であるが、そのための事務が始まっているとは言えない。

従って、愛和会にかかわるこれら調査を過去に遡って改めて厳密に行い、不適正又は虚偽の報告が行われていたことが明らかになった場合は、すでに愛和会にわたっている委託料・補助金等の返還のために必要な措置を講じられたい。

〈〈意見〉〉

・拠点事業とは児童福祉法(昭和 22 年法律第 64 号)第 6 条の 3 第 6 項に規定する事業で、町はその実施のため「田原本町地域子育て支援拠点事業実施要綱」(以下、「拠点事業実施要綱」という。)を定め、平成 9 年度に社会福祉法人「愛和会」と委託契約を結び、同法人が運営する宮古保育園で事業をスタートし、以来、平成 27 年度まで毎年契約を更新してきた。なお、平成 22 年度には町保健センターの移転に合わせて NPO 法人「子育てサークルすこやか」とも委託契約を結び、同センター 3 階でも拠点事業を実施してきた。拠点事業実施要綱に定める事業内容は次のとおりである。

- (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2)子育て等に関する相談及び援助の実施
- (3)地域の子育て関連事業の提供

(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の月 1 回以上の実施

・愛和会に委託して実施してきた拠点事業の平成 27 年度委託料精算報告の中に偽造された領収書が含まれていたとして愛和会の元理事長が有印私文書偽造・同行使容疑で平成 28 年 11 月 20 日頃に逮捕される事件が発生した。さらに平成 29 年 3 月 15 日には当時の副町長が、田原本町保育所運営費補助金交付要綱(以下、「運営費補助金交付要綱」という。)を改正して愛和会に対する補助金を増額させた見返りに、元理事長から借金の債務免除を受けた収賄容疑で起訴され、同月 31 日には平成 25 年度の宮古保育園増改築にかかわって町独自に約 1 億円の補助金を交付する見返りに軽自動車を破格の廉価で譲り受けた収賄容疑で追起訴された。

・この間、町議会においては平成 29 年 12 月 8 日に地方自治法第 100 条に基づく「地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会」(以下、「百条委員会」という。)を設置し、また町長部局においては平成 29 年 1 月 17 日に田原本町補助金等適正執行調査委員会(以下、「第三者委員会」という。)を設置し、それぞれ審議や証人喚

間に懸命に取り組まれてきた。なお、町議会では平成 29 年 3 月 6 日、百条委員会の調査項目に愛和会に対する補助金等の交付に関する項目とこれに伴う町幹部の関与に関する項目を追加し、百条委員会の名称を「地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会」に変更された。

- ・第三者委員会は平成 29 年 5 月 17 日付で中間報告を出された。百条委員会は平成 29 年 6 月 8 日に調査報告書を出して、同日付で百条委員会を解散された。今回の監査にあたっては、第三者委員会の中間報告にあらわれる町関係課の説明及び百条委員会の調査報告書にあらわれる証言内容等も参考にして監査を行った。
- ・監査の結果、拠点事業の委託料精算報告を受けるにあたって、町当局は支出証拠書類としての領収書の添付を求めたことは過去に一度もなかったようである。従って、精算報告書に記載されている支出経費の数値が真正なものかどうかはチェックされたことがなく、概算払いの委託料が不使用を理由に返戻納付されたことは一度もないようである。なお、平成 27 年度事業については、平成 28 年 5 月 20 日頃に愛和会より事業報告書の提出はあったものの、この時点で領収書の添付はなく、実績報告の保育士等の人の配置に疑義があつて説明を求めるも応じてもらえず、時間を徒過するばかりで、平成 28 年 10 月 26 日頃に漸く領収書が提出され、これを警察より返還された原本と突合して偽造を確認できたのは平成 29 年 3 月 3 日頃のことである。
- ・このように委託事業の各年度ごとの精算報告のチェックがおろそかにされ、報告書の数値が盲信されて、委託契約自体は更新条項によって翌年度も継続されるような状況が多年にわたって繰り返されるならば、受託者の側で領収書等の証拠書類の管理が杜撰になり精算数値が捏造されるに至るのは或る程度予測できる事態である。言うまでもなく有印領収書の偽造や行使は違法であるが、そのような違法行為を誘発した原因の一端は委託者の側にもあったのではないか、というのが監査委員の意見である。業務委託契約の締結によって事業実施者としての地位が移転するわけでも、その責任が軽減されるわけでもない。委託事業の進捗を注意深く観察し、事業効果を測り、事業年度終了後は速やかに人員配置等の実績が適切であったか、概算払いされた資金が必要かつ適切なものに使われたか、領収書等によって毎年個別にチェックすることは、業務委託をする側にとって必要最小限の義務である。公金を扱う者は事件事故が起り得ないように細心の工夫をして事務を遂行すべきである。
- ・併せて、今後同様な事件事故を起こさないために、愛和会に限らず委託料に限らず、町が支出する補助金等を受ける各種団体についても、当該団体の自己監査を盲信することなく、町としてその経費支出の妥当性・透明性を担保するチェックシステムを確立すべきである。
- ・最後に、愛和会に対する委託料、補助金等の実績報告等の精査は膨大な事務量になる。ひとり、こども未来課の担当者や係の業務とせず、町としてプロジェクトチームを

組織して短期日のうちに精算業務を完了させ、調査結果を町民にわかり易く説明することによって、一日も早く失われた町行政に対する信頼を回復すべきである。

以上